

甲府市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 利用に係るキャンセルポリシー

幼保連携型認定こども園 和泉愛児園

〈本キャンセルポリシーをご確認・同意の上、ご利用ください〉

1. こども誰でも通園制度総合支援システムにて利用申込を行った時点(仮予約)より当キャンセルポリシーの対象となります。

※予約は、園が利用承諾をした時点で確定となります。

2. 利用日時の変更や予約のキャンセルは、速やかにご連絡の上、変更・キャンセルを行ってください。なお、利用日時の変更、及び予約のキャンセルにつきましては以下にご留意ください。

(1) 利用日時の変更

利用日の7日前の17時以降は変更不可とします。

(2) 予約のキャンセル

こども誰でも通園制度総合支援システムにキャンセル内容が反映されたとき、又は利用者からのキャンセル連絡を園が確認し、応答等をした時点をもってキャンセル成立とします。

※1 キャンセル連絡の期限に応じて、以下の通り状況が変更します。

	キャンセル連絡の期限	
	利用日当日 午前0時以降	無断キャンセル
保育料	発生しない	発生しない
利用料 実費負担	発生しない	発生しない
利用時間枠	消費する	消費する

※2 1月あたり10時間の利用を上限としており、予約時間分が10時間から減算されます。

3. 無断キャンセルや度重なる予約の変更は、園だけでなく他の利用者にも迷惑がかかりますのでお止めください。

4. 利用日当日に、子どもの体調不良などのやむを得ない利用キャンセルは、速やかに園へ電話連絡をください。

5. 延長保育料について

本制度の利用にあたり、延長保育料とは利用予約時間の開始前又は終了後それぞれを意味します。

※3 本園では、送迎等の関係で利用予約時間の開始前10分、利用予約時間の終了後10分については、延長保育料としてご請求しませんが、この時間を越えた場合につきましては、超えた分を30分単位に換算し、ご請求します。

＜例＞ 利用予約時間の終了後15分後に子どもを迎えに来た場合

→ 5分の超過を30分の超過分と換算し、30分に相当する延長保育料を請求させていただきます。

延長保育料に該当する分は、利用者様の自己負担となります。